

永田浜ウミガメ保全協議会規約の改正について

(1) 規約改正について

以下の観点から、規約の改正を行う。

- ① 屋久島国立公園の指定にともなう改正
- ② 協議会構成員の名称変更にともなう改正

(2) 規約の改正箇所及び改正案

- ① 屋久島国立公園の指定にともなう改正

第1条 現行 : 霧島屋久国立公園
改正案 : 屋久島国立公園

- ② 協議会構成員の名称変更にともなう改正

別表 現行 : 財団法人屋久島環境文化財団
改正案 : 公益財団法人屋久島環境文化財団